

## 別記 1

第 2 章第 2 条第 2 項に定める対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 引越業者に支払った費用
- (2) 転居に伴い、移動に要した公共交通機関の費用
- (3) 転居に伴い、宿泊を要した場合の宿泊費用

※上記の費用を証する書類は、利用日、利用者、支払額が確認できるものとする。

※移動にあたっては、経済的な通常の経路及び方法に配慮すること。

※宿泊費用は、転居元において引越業者へ家財を引き渡し後、転居先への家財の到着が翌日以降になるなど、転居先に入居できないやむを得ない事情がある場合のみ支給することとし、引越業者による搬出・搬入日がわかる書類など、やむを得ない事情を証する書類についても添付すること。

## よくある質問

転居費用を証する書類とは具体的にどのようなものか？

申請者あての領収書（引越業者や公共交通機関、宿泊施設の発行する領収書）の原本を添付してください。

領収書に利用日、利用者が記載されていない場合は、見積書や内訳書など、必要事項がわかる書類をあわせて添付してください。

なお、採用面接時の交通費や宿泊費など、転居日以外に利用した交通費については対象外です。

転居費用は道内から道内への転居も対象か？

対象です。

転居費用を証明する書類は原本の写しでも可能か？

原本を提出してください。（なお、返却はできませんので、ご了承ください。）

ただし、原本が提出できない理由がある場合は、個別にお問い合わせください。

転居費用を証明する書類を紛失し再発行が難しい場合はどうしたらよいか？

転居費用を証明する書類の提出は必須となりますので、ない場合は、対象外です。

転居費用について、今回の就職以前（就職そのものに関係なく）に転居した場合の費用は対象となるか？

（例えば、R2.5月にコロナで退職し、仕事はまだ決まっていなかったがとりあえず札幌に引っ越し、10/13以降に仕事が決まったケースなど）

就職した日の前後 1 ヶ月以内の転居で、今回の就職に伴う転居のみ対象となります。

引越業者に頼まず、軽トラックをレンタルし自分で荷物を運んだ場合、レンタカー代やガソリン代は転居費用に含まれるか？

転居費用として認められる対象経費は支給要綱別記 1 に定めるもののみですので、レンタカー代やそれに係るガソリン代などは対象外です。

「住民票の写し」とは、市町村から発行される住民票をコピーしたものでも良いか？  
市町村から発行される住民票のことを「住民票の写し」といいますので、ご自分でコピーしたものではなく、市町村から発行された「住民票の写し」そのものを提出して下さい。

「住民票の写し」の記載事項はなにが必要か？  
申請者の方のお名前、現住所、前住所、転入日（※分野:転居費用、NO.33 参照）が確認できれば良いので、世帯主や本籍、筆頭者等の表記は省略したもので結構です。なお、個人番号（マイナンバー）表記のある住民票は送付しないで下さい。